

開催日：令和 6 年 6 月 19 日

会議名：令和 6 年 6 月定例会（第 6 日 6 月 19 日）

○井上弘美 よろしくお聞します。子どもを守る支援体制についてお聞します。

豊中市子ども健やか育み条例が 2013 年にできて、約 11 年が経過しました。条例の前文では、「子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。」、こう述べています。

子どもの意見表明、特にいじめや悩みを受け止める相談機能を充実させるために、本市では、こども総合相談窓口、とよなかつ子ダイヤル、とよなかつ子ラインを共に設置してきました。この 10 年を振り返っての総括をお聞きたい。本当に子どもたちの悩みや不安に応え、具体的な解決の道があることを差し示すことができるのでしょうか。

○議長（今村 正） 森こども家庭支援監。

○こども家庭支援監（森 浩也） とよなかつ子ダイヤル及びとよなかつ子ラインは、自宅などから匿名で相談することができることから心理的ハードルが低く、相談件数は年々増加し、令和 2 年から令和 4 年の 3 年間で約 4 倍に増加しております。これまでの相談内容からも、匿名性による気軽さや安心感から、問題が深刻化する前の早い段階からの相談が多く寄せられており、社会福祉職、心理職などの相談員が心の悩みや不安にしっかりと寄り添い、問題の整理や助言をすることで、孤立感が軽減し、解決の動機づけにつながっているものと認識しております。

一方、中にはいじめに発展するものや体罰・虐待などの子どもの権利侵害につながる可能性がある相談もあり、その場合は、事案を具体化すべく、自然な流れで必要な情報を聞くように心がけ、相談者の意思を確認しながら、悩みや不安の解決に向けて、必要な支援に結びつけるなどの対応をしております。

○議長（今村 正） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。3 年間で相談件数が約 4 倍とのご答弁、特に LINE による相談が令和 2 年の 154 件から令和 4 年 1,061 件と、伸びが大きいと

伺っております。子どもに限らず、悩みには聞いてもらうことで、本人が昇華できるもの、あるいは相談で心を整理し、自ら問題解決に取り組めるもの、そして、人の助けを必要とするものがあります。相談員はその状況を察知し、適切な対応を行う専門性が求められています。相談員の高いスキル取得に向け、研修等も行われていることを評価し、今後も相談窓口の対応力向上を期待いたします。

では、そういった相談の内容により、教育委員会との連携はどのように図られているのでしょうか。

○議長（今村 正） 森こども家庭支援監。

○こども家庭支援監（森 浩也） 教育委員会との連携については、相談者との対話の中から氏名や学校が特定でき、相談者から同意を得られた場合は、はぐくみセンターと併任している児童生徒課の指導主事等を通して、学校などと連携し、状況の把握、見守りなどを行っております。

○議長（今村 正） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。既にさきの一般質問で、3年前のクラブ活動のハラスメント事案の質問がありました。現在、調査中とのことですが、当時、生徒が相談できなかったことを重く受け止めるとともに、時間の経過により対応が難しくなっている様子がうかがえます。

この件に限らず、事案発生時に学校へ訴えることをつらいと感じる子どもや保護者の心情もあるでしょう。そういった相談を受ける窓口の必要性、そして、その対応が適切なのか、専門家、第三者による検証の必要性を感じます。教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（今村 正） 長坂教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（長坂吉忠） 直接の関係者となる学校に相談することで解決につながる事案も多々あるとは思いますが、児童生徒や保護者から見ると、教員や学校管理職はいずれも学校という組織に属するものであることから、学校教育活動の中で生じたトラブルの中には、ご質問のように直接、学校へ相談することをためらうケースもあろうかと思えます。

こうしたことから、相談者がより安心して相談できるよう、多様な選択肢を提供することが大切だと感じております。今回、ご指摘いただいた事例を踏まえれば、学校以外での相談先の確保や、さらには、具体的な対応まで相談者に寄り添い奔走

する体制の整備などが検討課題になるものと考えております。

そして、何よりも相談から具体的な対応、その検証に至る過程に第三者による客観的な視点を取り入れ、公平性や中立性を担保していくことが重要であると認識しております。

○議長（今村 正） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 私の思いと共鳴するご答弁、ありがとうございます。意見・要望です。部活動に限らず、悩みや不安について聞いてもらえなかった、どうせ解決してもらえないと相談すら諦めている子どもたちがたくさんいたのではないのでしょうか。こども未来部のご答弁に、重要なキーワードがありました。相談の心理的ハードルを下げる。子どもの叫びを受け止める大人を増やし、接点を増やすことが大切ですよ。

これまで本市議会では、「川西市子どもの人権オンブズパーソン」を参考として取り組むべきとの議論がなされてきました。教育委員会が答弁されました、専門家による対応や第三者による検証が子どもの意見表明を尊重し、子どもの人権を守る第三者機関につながることを強く要望いたします。この質問は以上です。

続いて、学校遠足についてお聞きします。

2025 年大阪・関西万博に学校行事、遠足として訪問することについて、市教育委員会としてどのような教育効果があるとお考えですか。

○議長（今村 正） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 学校行事といたしまして、2025 年大阪・関西万博を訪問することにつきましては、次世代を担う子どもたちが最先端の技術やサービス等に直接触れる体験を重ね、将来に向けて夢や希望を感じ取れるという無料招待事業の趣旨を受け、貴重な機会であるものと考えております。

また、家庭環境にかかわらず、より多くの児童生徒に来場の機会が提供されることから、学校・学年単位で訪問することには、教育的効果があるものと考えております。

○議長（今村 正） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 大阪府から各学校へ行われた意向調査についてお聞きします。市教育委員会から各学校へ参加要請はありましたか。多くの小・中学校が参加予定とお聞きしましたが、検討中の学校は何校でしょうか。検討中と回答した学校は何を検討

しているのでしょうか。また、学校としていけなくなったら辞退できるのでしょうか。辞退した場合、その判断を市教育委員会は尊重するのでしょうか。

○議長（今村 正） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 市教育委員会としましては、大阪府事業の趣旨を踏まえ、各校に意向調査等の周知を行っており、現在、「未定・検討中」と回答している学校は1校で、万博会場への移動手段等に課題があるため、検討中と回答したと伺っております。

大阪府教育庁の資料によりますと、意向調査終了後に、学校単位等の予約キャンセルは可能であるとされております。何らかの事情から、学校が辞退の判断をした場合には、市教育委員会はその判断を尊重することになると考えております。

○議長（今村 正） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。大阪府が直接、本市各学校に意向調査をする、しかも学校長が回答に必要な情報を得ていない状況であるにもかかわらず、このことに強烈な違和感を覚えています。予約のキャンセルについては、学年単位でも認められるとお聞きしました。様々な理由で学校が取りやめの判断をした場合、市教育委員会はその判断を尊重するとご答弁いただきました。

本市では、今年度より小・中学校の宿泊行事、副教材費の無償化が実施されました。大阪・関西万博への移動費用はその中に含まれますか。

○議長（今村 正） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 移動費等につきましては、学校教育活動徴収金の無償化の対象として、市で負担することを検討しているところでございます。

○議長（今村 正） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 次に、安全性についてお聞きします。行く、行かないの学校ごとの判断があると考えますが、その判断の責任はどこにありますか。会場への経路において、豊中市として安全が保障できますか。あわせて、日本国際博覧会協会が手配するバスは車椅子に対応しているか、教えてください。

○議長（今村 正） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 天候等以外にも様々な事情を勘案して、各学校は校外学習等を実施するか否かの判断を行います、その判断は学校の責任で行うこととなります。また、会場内や移動中に事故が発生した場合には、当該事業者の責任が問われるケースもあるかと推察いたします。

いずれにせよ、市教育委員会としましては、今回の無料招待事業に関して、各学校から質問があった場合は指導・助言を行うとともに、不安や疑問点について必要に応じて大阪府教育庁への問合せや要望を行っているところでございます。

また、大阪府教育庁の資料によりますと、日本国際博覧会協会のバスの車椅子対応など、配慮が必要なケースにつきましては、個別に相談を行うこととなります。

○議長（今村 正） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 学校が責任ある判断ができるよう、市教育委員会としても大阪府教育庁に問い合わせ・要望を行っているとのことですが、大阪府都市教育長協議会からも大阪府教育庁へ要望を出していると聞き及んでいます。その内容を教えてください。また、それに対して返答や情報提供があった場合、学校との共有はされるのでしょうか。

○議長（今村 正） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 本年5月、大阪府都市教育長協議会は、大阪府町村教育長会と連名で、大阪府教育庁に対しまして、無料招待事業に係る緊急要望書を提出いたしました。その中で、安心・安全な移動手段の確保や休憩場所の確保、円滑なパビリオン見学や会場内の移動等を要望し、大阪府教育庁からは、要望を踏まえ、日本国際博覧会協会との必要な調整を行い、確認できた内容を適宜、市町村に情報提供する旨の返答をいただいております。

今後、市教育委員会が把握いたしました情報につきましては、速やかに学校と共有してまいりたいと考えております。

○議長（今村 正） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございました。意見・要望です。市教育委員会として大阪・関西万博への遠足参加が安全に遂行できるか、情報収集に取り組み、また、大阪府都市教育長協議会は極めて真っ当な要望を出しておられることが分かりました。学校から質問があったときに限らず、随時、共有していただきたいと思います。

す。

大阪・関西万博の交通費について無償化の対象ということですが、1人当たりの無償化の金額は既に決まっています。特に低学年の安全を考えれば、貸切りバス利用が考えられ、そうすると、高額な交通費が他の副教材費や遠足費を圧迫しかねません。学習指導に支障を来すのではないかという懸念も教育現場から多く聞かれます。こういった場合は、市としてしっかり担保していただくよう強く要望いたします。この質問は以上です。

本市予算での大阪・関西万博への子ども無料招待事業、いわゆる2回目の招待について質問します。

4歳から17歳の全ての子ども約5万2,000人を招待する事業と明言していますが、先日の総務常任委員会では、行く、行かないは家庭の判断であり、市民サービスの一環として行うと理事者の答弁がありました。子ども全員の招待をうたう事業への参加を、家庭の事情を考慮せず、行く、行かないは家庭の判断としてよいのでしょうか。

市はSDGsの理念、1人も取り残さないを大切にしてきました。子どもの気持ちに主眼を置かず、家庭に委ねることは、その理念に相反するとは考えないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（今村 正） 上原都市活力部長。

○都市活力部長（上原 忠） 大阪・関西万博への子どもの無料招待事業につきましては、国際的にも注目を集める日本国際博覧会が、隣接する大阪市で開催されることから、市民サービスとして、本市在住の4歳から17歳までの全ての子どもを対象とした事業でございます。対象者は誰もが皆このサービスを楽しむことができることから、SDGsの理念である、1人も取り残さないということに相反するものではないと考えております。

○議長（今村 正） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 市の招待事業で大阪・関西万博に子どもだけで行き、事故などに遭遇した場合の責任はどのように考えていますか。

○議長（今村 正） 上原都市活力部長。

○都市活力部長（上原 忠） 子どもの無料招待事業は、子どもを対象とした催物やイベントなどの事業に参加していただくものと同様に、保護者の判断の下で参加

していただきます。

○議長（今村 正） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 子どもだけで行って事故に遭っても、本市は責任を負わないとの答えでした。万博会場までは交通費もかかり、大人の入場料もかかります。経済的な事情で断念されることもあるでしょう。保護者が引率できない子ども、医療的ケアの必要な子ども、児童養護施設に在籍している子どもへの対応策も示すべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（今村 正） 上原都市活力部長。

○都市活力部長（上原 忠） 子どもの無料招待事業は、強制的に万博会場に参加してもらうのではなく、本市在住の4歳から17歳までの全ての子ども対象に広く呼びかけ、任意的に参加していただく事業でございます。

○議長（今村 正） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 では、これまで市外の施設での催しで、子どもたちの参加に際し、補助をした事業はどんなものがありましたか。また、それらは全員入場を想定していましたか。想定していなかったとすると、利用人数はどのように算出したのでしょうか。

○議長（今村 正） 上原都市活力部長。

○都市活力部長（上原 忠） 市外での催しで、これまでに本市が入場の一部あるいは全部を負担した事業があったかどうかの把握はできておりませんが、本市の子どもを対象とした無料招待事業としましては、日本センチュリー交響楽団やガンバ大阪、大阪エヴェッサなど、それぞれの事業者によって一定の席数をご提供いただいております豊中市民デーや豊中市民応援デーがございます。

本市の子どもたちに、音楽鑑賞やスポーツ観戦などの体験の機会を創出できることから、これらの事業者と連携・協力して実施しております。

○議長（今村 正） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございました。豊中市民デーは主催者の負担で、先着順と

のことでした。市の予算で市外のイベントに子どもたち全員を招待する事業は、恐らく初めてだということです。では、これまでの市民サービスの事業と全員招待を全面的に打ち出した万博への無料招待事業の考え方が同じでよいのでしょうか。

そもそも、この万博への無料招待事業に限らず、これまでの市内での事業も、行きたくても行けないという子どもの気持ちに思いをはせるという発想がなかったと、先ほどのご答弁から明らかになりました。強制的に参加させるものではない、この言葉に物すごく冷たさを感じました。だから、来ない子どものことは気にしない、冷たさを感じたというのは私の主観ですが、全員招待の予算を組みながら、行く、行かないは家庭の判断とするのは、明らかに矛盾しています。

長内市長が昨年12月定例会の答弁で、約3年半に及ぶコロナ禍において、様々な体験機会を失ってしまった子どもたちに、地元大阪で開催される大阪・関西万博を体験させてあげたい、希望者には市の負担で体験する機会を設けていきたいとおっしゃったその熱意が伝わる事業と現時点では思えません。

先ほど、学校遠足の質問の際にも申し上げましたが、まずは安全の担保が大前提です。担保できないなら中止する、安全と判断できたなら行きたい子はみんな行けるように尽力する。実施までまだ時間があります。子ども全員の招待事業の在り方について、再考していただきたいと要望いたします。私の質問は以上です。